

お気軽にご相談ください！

自治会町内会・商店街対象

相談
無料

弁護士による 無料出張相談会

法律の専門家である弁護士が、自治会町内会・商店街に出張して地域の皆様が抱える問題・悩みの解決をお手伝いします！

◆出張法律相談会（無料）について

市民の皆様あるいは商店街の店舗経営をされている事業者の方々の中には、日々の生活・店舗経営の中で生じる法律的な問題についての悩みや疑問を抱えていながら、弁護士会や法律事務所などに行く時間がないなどの理由から弁護士への相談に踏み切れずにいる方がおられると思います。そこで、横浜弁護士会では、自治会町内会に加入されている市民の皆様、商店街の店舗経営をされている事業者の方々或いは商店街を利用されている市民の皆様の法的ニーズに応えるとともに、地域社会との連携推進を図っていくため、自治会町内会・商店街における無料の出張法律相談会を開催することとしました。

◆出張法律相談会（無料）の概要

1. 申込方法（平成28年3月31日締切予定。申込多数の場合は先着順）

裏面の申込書に必要事項をご記入のうえ、開催希望日の2ヶ月前までにお申込みください。

※なお、誠に勝手ながら、参加希望人数4名以上をお申込みの条件とさせていただきます。

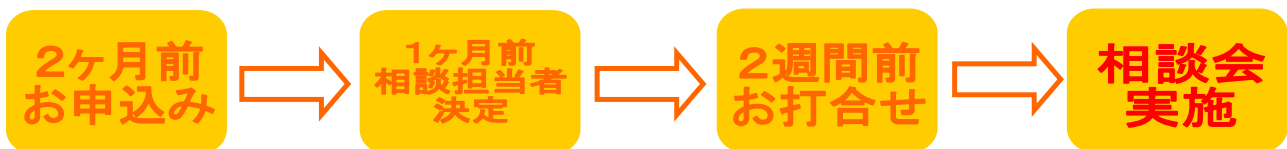
2. 法律相談会

相談内容・テーマに限定はありませんが、自治会町内会や商店街を相手方とする紛争など企画の趣旨に沿わないと判断される場合には相談をお断りする場合があります。

3. 所要時間

法律相談会：2～3時間程度（ご相談者1名につき30分）

4. お申込みから相談実施までの流れ



裏面の申込書でお申込みください

<問い合わせ>

横浜弁護士会総合法律相談センター

電話：045-211-7700 FAX：045-212-0333

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地 <http://www.yokoben.or.jp>

